平成２４年（フ）第４号
長崎県諫早市福田町2517番地６　アメニティー渡辺102号、前住所長崎県大村市沖田町115番地３
債務者　林　　和彦
１　決定年月日時　平成24年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
沖縄県中頭郡西原町字棚原290番地ホーンドハウス３―Ｄ
債務者　島本　尚季
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第８号
沖縄県中頭郡西原町字内間14番地
債務者　新垣　譲治
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９号
沖縄県中頭郡西原町字内間14番地
債務者　新垣　明美
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２０号
沖縄県那覇市鏡原町４番13号　平良修アパート103
債務者　豊川　秀子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２５号
沖縄県那覇市字小禄1487番地１メゾンいずみはら第２―202
債務者　湧川　恵子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７７６号
埼玉県入間市大字新光243番地10　ベルハイツＡ―102
債務者　吉田　久子
１　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５０号
神奈川県横須賀市馬堀海岸３丁目14番３号
債務者　橋本　陽子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３７１号
神奈川県横須賀市長坂４丁目１番Ｆ―202号
債務者　糸瀬　久子
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１６９号
長野県上田市芳田2441番地１
債務者　金井　和子
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後３時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１７６号
長野県千曲市上山田温泉１丁目15番地３
債務者　関野　美月（旧姓百瀬）
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１８０号
長野県松本市丸の内８番３号　丸の内ビル３階
債務者　松澤　有沙（旧姓小山）
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１８４号
長野県東御市田中245番地
債務者　丸山　壽子
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１７９号
山口県周南市清水１丁目８番４号
債務者　中村　隆芳
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第２９３９号
名古屋市西区浄心２丁目８番３号
債務者　濱嶋美津代（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８４号
島根県安来市安来町684番地５
債務者　飛田　直美
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
島根県仁多郡奥出雲町三成1667番地６　滝の上町営住宅２―24
債務者　佐藤　邦夫（旧姓熊谷）
１　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　松江地方裁判所民事部